

第1編

民法総則

1 意思能力

意思能力の効果に関する規定を新設

意思能力=その法律行為をすることの意味を理解する能力（※1）

→意思能力がない人の法律行為は、効力を生じない（※2）ことを明文化

※1 この定義が法律上規定されているわけではない

※2 この無効は相対的無効であると解されており、相手方から無効主張することはできない

【新法】	【旧法】
<p>第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。</p>	(新設)

2 物

無記名債権に関する規定を削除

旧法は、無記名債権を動産とみなしていた（旧法 86 条3項）

→この規定を削除

∴ 無記名債権については、新法 520 条の 20 で新たな規定が置かれるに至ったので、旧法 86 条3項は不要となった

【新法】	【旧法】
<p>第86条 (略) 2 (略) (削る) ※ 第520条の20 第2款 (記名式所持人 払証券) の規定は、無記名証券について 準用する。</p>	<p>第86条 (略) 2 (略) 3 <u>無記名債権は、動産とみなす。</u></p>

3 公序良俗

「事項を目的とする」という文言を削除

∴ 公序良俗に反するかどうかの判断に当たって、法律行為の内容のみならず、法律行為が行われた過程などにも着目することを明らかにする

【新法】	【旧法】
第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。	第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する <u>事項を目的とする</u> 法律行為は、無効とする。

4 意思表示

(1) 心裡留保

心裡留保の例外則を明確化

旧法は、心裡留保による意思表示は、「相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたとき」は無効とすると規定していた（旧法 93 条ただし書）

→新法は、相手方が、心裡留保の意思表示をした者の真意の内容を知らなかつたとしても、真意の内容と意思表示が異なることさえ知つていれば、意思表示が無効になるとした

∴ 表意者の真意がどのようなものであるかを具体的に知らなくても、その意思表示が真意と異なることを相手方が知つていれば、相手方を保護する必要性は乏しい

第三者保護規定を新設

旧法には心裡留保による意思表示を信頼して取引に入った第三者を保護する規定はなかったものの、94 条 2 項類推適用等によって第三者は保護されると解されていた

→これを明文化（新法 93 条 2 項）

【新法】	【旧法】
<p>第93条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が<u>その意思表示が表意者の真意ではないことを</u>知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。</u></p>	<p>第93条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が<u>表意者の真意</u>を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。</p> <p>(新設)</p>

(2) 錯誤

効果を変更

「無効」から「取り消すことができる」に変更（新法 95 条 1 項）

∴ 相対的無効を反映したもの

要件を変更

①-1 「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」があること（新法同項 1 号）

∴ 旧法における表示の錯誤

又は

①-2 「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」（新法同項 2 号）があり、かつ「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた」こと（新法同条 2 項）

≠ 旧法における動機の錯誤

②「意思表示が錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」であること（新法同条 1 項）

≠ 旧法における「法律行為の要素」

③「錯誤が表意者の重大な過失によるもの」でないこと（新法同条 3 項）

ただし、「相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき」（新法同項 1 号）、「相手方が表意者と同一の錯誤に陥つていたとき」（新法同項 2 号）を除く

≠ 旧法における相手方悪意（又は重過失）の場合、共通錯誤

第三者保護規定の新設

旧法では、第三者保護規定は設けられていなかったものの、旧法 96 条 3 項類推適用等によって、第三者が保護されるとする立場が有力だった

→新法は、錯誤による意思表示の取消しは、「善意でかつ過失がない第三者」に 対抗できないとする第三者保護規定を新設した（新法 95 条 4 項）

【錯誤の種類】

表示上の 錯誤	表示行為自体を誤った場合 ⇒10円と言うべきところを100円と言い誤った場合
内容の 錯誤	意思表示に対応する意思を欠く錯誤（95条 1 項 1 号） ⇒1 ドルで買うつもりだったが、ドルとポンドが同価値であると誤解し、1 ポンドと表示した場合
動機の 錯誤	表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤（95条 1 項 2 号） 内心的効果意思と表示に不一致はない

【錯誤取消の要件と効果】

要件	①	錯誤があること ただし、表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤については、表示されていることが必要
	②	意思表示が錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること（重要性）
	③	表意者に重大な過失がないこと ただし、相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重大な過失によって知らなかつたとき又は相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときを除く
効果	取消し	

【新法】	【旧法】
<p><u>第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。</u></p> <p><u>二 意思表示に対応する意思を欠く錯誤</u></p> <p><u>二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤</u></p> <p><u>2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたとき限り、することができる。</u></p> <p><u>3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。</u></p> <p><u>二 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき。</u></p> <p><u>二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。</u></p>	<p><u>第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。</u></p>

(新設)

(新設)

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(新設)

(3) 詐欺

第三者による詐欺に関する規律を変更（新法 96 条 2 項）

旧法は、第三者が詐欺を行った場合には、相手方がその事実を知っていたときに限って、相手方に対する意思表示を取り消すことができるとしていた（旧法 96 条 2 項）

→新法は、相手方がその事実を知っていたときだけでなく、詐欺があったことを過失によって知らなかつた場合も取り消すことができるとした

∴ 相手方の信頼は保護に値するとはいひ難い

詐欺取消しと第三者に関する規律を変更（新法 96 条 3 項）

旧法は、詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができないと規定していたが（旧法 96 条 3 項），過失の有無については規定していなかった

→新法は、第三者保護要件として、無過失を規定した（新法 96 条 3 項）

∴ 通謀虚偽表示の場合とのバランス

【詐欺取消しの要件効果】

要件	①	詐欺者の故意（他人を騙して錯誤に陥らせる故意、かつ、その錯誤に基いて一定の意思表示をさせようとする故意）
	②	相手方または第三者から違法に欺罔されること ただし、第三者詐欺の場合は、相手方の悪意が必要
	③	上記②により錯誤に陥ること
	④	表意者が上記②の錯誤に基づき意思表示をすること
効果	①	被欺罔者は意思表示を取り消すことができる（96条 1 項）
	②	第三者が詐欺をした場合には、「相手方」がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、取り消すことができる（96条 2 項）
	③	善意かつ無過失の第三者には、取消しを対抗することができない（96条 3 項）